徳島県小中学校管理職員協議会慶弔・救援規程

第１条　この規定は規約第４条に基づく会員の慶弔・救援に関する規程である。

第２条　会員の慶弔・救援は下記による。

１　死亡した場合

２　疾病負傷のため休職となった場合

３　重大な不慮の災害を受けた場合

４　会員が，顧問弁護士の事務所以外で法律相談等を受ける場合。

第３条　１　会員が死亡した場合は，花環一基（または花環料）と香料30,000円と弔電をうつ。

２　会員の配偶者死亡のときには，花環一基（または花環料）と香料10,000円と弔電をうつ。

３　会員の実父母，子の死亡の場合は，香料5,000円と弔電をうつ。
会員の義父母は，弔電のみとする。

第４条　会員が疾病負傷のため，休職または１ヶ月以上入院（自宅療養も含む）した場合は，見舞金10,000円を贈る。

第５条　会員が風水害，火災など重大と認められる不慮の災害を受けた場合は，理事会の議決を経て，３万円を超えない範囲で見舞金を贈る。
但し，重大とは，自然災害等による全壊・半壊，床上浸水，火災による全焼・半焼等。

第６条　会員が顧問弁護士に相談を依頼し，顧問弁護士が同弁護士の事務所以外の場所に出向した時は，理事会の議決を経て，旅費日当等を，５０，０００円を超えない範囲で救援する。

第７条　会員が顧問弁護士に相談を依頼し，「法律事務」の範囲を超える法律上の処理委任（文書・契約書作成，定款・通知の確認，代理人対応等）に報酬及び費用を支払った時は，理事会の議決を経て，５０，０００円を超えない範囲で救援する。

第８条　学校経常上の裁判，調停等における裁判支援（初期対応費用・訴訟費用・損害賠償金）は，理事会の議決を経て，１，０００，０００円を超えない範囲で救援する。

第9条　その他，緊急必要と認める場合は，会長がこれを処理し，事後の理事会に報告して，承認を受けるものとする。

第10条　この規程の変更は，評議員会の承認を経なければならない。

附則

１　この規程は，平成10年5月17日から実施する。

２　平成25年8月2日一部改正し，平成25年4月1日より適用する。

３　令和２年５月１日一部改正し，令和２年5月1日より適用する。

４　令和４年５月２９日一部改正し，令和４年４月１日より適用する。